

# 綾瀬市原動機付自転車等の試乗用標識交付に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市原動機付自転車等の試乗用標識交付に関する必要な事項を定めるものとする。

## (交付対象)

第2条 この標識の交付を受けようとする者は、市内において原動機付自転車等の販売業務を営むものに限る。

## (交付申請)

第3条 この標識の交付を受けようとする者は、原動機付自転車等の試乗標識交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

## (交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果試乗用標識を交付すべきものと認めたときは、原動機付自転車等の試乗用標識交付証明書（第2号様式）により通知するものとする。

## (標識の有効期間)

第5条 この標識は、1業者につき1枚とし、有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## (標識の返還)

第6条 この標識の交付を受けたものは、次の各号に掲げる条件に該当する場合、直ちに当該標識を市長に返還しなければならない。

- (1) 前条の有効期限が満了したとき。
- (2) 原動機付自転車等の販売業務を営まなくなったとき。
- (3) 試乗用標識を破損したとき。
- (4) 車台試験または、標識取り付け以外に使用したとき。
- (5) その他、市長が返還の必要を認めたとき。

## (使用者の管理義務)

第7条 この標識の交付を受けた者は、当該標識を亡失したときは、直ちに紛失・盗難届出書を提出するものとする。

2 この標識は、譲渡し貸し付けまたは、不正使用してはならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年11月1日から施行する。

(第1号様式)

年度原動機付自転車等の試乗標識交付申請書

原動機付自転車等の車台試験または標識取り付けのため、試乗標識を交付されるよう申請いたします。

なお、次の事項に該当する場合は、即時返還することを承認いたします。

綾瀬市長 殿

申請人

住所 綾瀬市

氏名

試乗標識番号 綾瀬市

- 1 車台試験または、標識取り付け以外に使用したとき。
- 2 原動機付自転車等の販売業者がその業を営まなくなったとき。
- 3 試乗標識を破損もしくは亡失したとき。（亡失の場合は、紛失・盗難届出書を提出すること。）
- 4 その他、市長が返還の必要を認めたとき。
- 5 試乗標識の有効期間を経過したとき。

(第2号様式)

原動機付自転車等の試乗標識交付証明書

試乗標識番号		綾瀬市
使 用  者	住 所	
	氏 名	
有効期間		年      月      日から 日まで

年      月      日

綾瀬市長

この証明書は、上記の標識を使用する場合に携帯し、綾瀬市の税務職員又は取締関係者の請求があった場合は提示してください。

原動機付自転車等の試乗標識返還届出書

私、\_\_\_\_\_は原動機付自転車等の試乗用標識（試乗  
用標識番号：\_\_\_\_\_）を返還します。

年　　月　　日

綾瀬市長 殿

申請人 住 所  
氏 名

原動機付自転車等の試乗標識紛失届出書

私、\_\_\_\_\_は原動機付自転車等の試乗用標識（試乗用標識番号：\_\_\_\_\_）を紛失したため原動機付自転車等の試乗標識紛失届出書を申請するものであります。

年　　月　　日

綾瀬市長 殿

申請人 住 所  
氏 名